

偽造キャッシュカード被害にあったら税金を取り戻しましょう

スキミングなどによる偽造キャッシュカードでの不正預金引出の被害が昨年来大幅に増加し、社会問題になっています。

キャッシュカードの情報が盗まれるのは、

- ◇ 一般的にはキャッシュカードを身から離れた時
- ◇ 飲食店で上着の財布を入れたままハンガーにかけた時
- ◇ 旅行、出張先またはスポーツクラブやゴルフ場のロッカー時

また、気をつけていれば難を逃れるケースは少なくないといえるでしょう。

ただ、最近は気をつけていても被害にあってしまうという事件が増えているのが気になります。たとえば、スキマー（読み取り機）を使って電車などの混雑したところで、かばんやポケットに入っている財布からカードを抜き取ることなく情報だけ読み取られてしまうという手口が急増しています。スキマーはとでも初歩的な知識を持っていれば簡単につくれてしまうそうで、こんなことをされてしまうといつやられたのか、なかなか気づきません。

さらに銀行のATMに隠しカメラが仕掛けられたとかATMと銀行のシステムをつなぐダイヤル回線が盗聴されたなど利用者にはどうしようもない「銀行のせいだろう」と言いたいケースまであります。

ちなみに全国銀行協会が正会員、準会員180行に行ったアンケートによると、偽造キャッシュカードによる預金の引出は、ここ半年で**307件**、被害総額は**8億700万円**。この数字は預金者からの申し出があり、銀行が記録を確認するなどして不正な引き出し、またはローンの借入（預金者が定期預金を持っていると、普通預金の残高は少なかったとしても、定期預金の9割までの金額は引き出せてしまう）である可能性が高いと判断されたものだけですが、年々増加しています。

ここで問題になるのは、偽造カードによる引出の被害額は預金者ではなく、銀行だということです。だから被害届けを出すのは預金者ではなく銀行です。盗難の際も、預金者が盗まれたものは、お金ではなく「プラスチックのカード」ということになります。約款の規程が根拠となるでしょう。

しかし、従来のキャッシュカードの磁気部分には暗証番号のデータが記録されているのです。預金者の側ではそういった知識がなければ新しいカードに取り替えようとは思いつかないし、磁気部分に暗証番号のデータが記載されているなどということも知りません。いくつもの預金者不利の規程がまかり通っている雰囲気を感じます。

そこで、金融機関では様々な対応策を講じ始めていて、被害者への補償の仕組みも徐々にできつつあります。

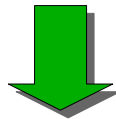
■「雑損控除」

ところで皆さんは、税金を計算する上で「雑損控除」という特例があるのをご存知ですか。「雑損控除」というのは、皆さんが良く知っている「医療費控除」と同じような特例で、皆さんの日常生活に欠かせない住宅や財産などが災害や盗難、横領(詐欺や脅迫はだめ)による損害を受けるとき一定額を所得から差引くことで、税金の負担が軽くなるというものです。偽造キャッシュカードによる被害を受けたとき、この「雑損控除」を使うことによって税金を取り戻すまたは納める税金を少なくする道が開かれました。

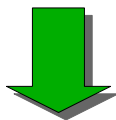
これまで、偽造キャッシュカードで預金が不正に引き出されても、法律上(刑法上)の被害者は犯人が預金の引出しに使ったATMを管理する銀行となるため、実際の被害者は預金者であるにもかかわらず、警察からの被害届出証明をしてもらうことが難しく、結果として「雑損控除」の申告もできないというのが実情だったようです。

しかし、今後は預金者の申し出を受けた銀行で偽造キャッシュカードによる不正引出の被害が確認されれば「雑損控除」の適用対象になってきます。

まず預金者自らが取引銀行に被害の申し出を行って銀行が被害を確認します。



そして銀行が被害届けを警察に提出して被害届出証明の交付を請求します。



そして交付された被害届出証明を預金者に取り次ぐ。

という流れとなります。

預金者はこの被害届出証明を確定申告書に添付して「**雑損控除**」の適用を受けます。これは、今年の被害に限らず過去に生じた被害についても、ATMを管理する出金銀行側が被害届を警察に提出していれば預金者が銀行に申し出ることによって、同様に被害届出証明が交付され、税金を返してもらうことができます。

ご意見・ご感想はこちらまで

山守税理士事務所

TEL:03-5283-5280

FAX:03-5283-5270